

1

亡くなった後の主な手続の一般的な流れ

届出・手続

7日以内

◆死亡届の提出（火葬許可証の交付）

14日以内

◆世帯主変更の手続（該当の場合のみ）

15日以内

◆児童手当の請求

お早めに

◆年金関係の手続

◆公共料金などの契約変更や解約

3か月以内

◆住民税の確認・届出

◆遺言書や相続人、相続財産の確認

◆相続放棄・限定承認

4か月以内

◆所得税の準確定申告

（亡くなられた方の収入に対する確定申告）

10か月以内

◆遺産分割協議

◆相続税の申告・納付

◆預貯金等の名義変更

2年以内

◆葬祭費や高額療養費等の申請

◆区民葬儀利用助成の申請

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

区役所で必要な手続については、3ページ以降に詳しく掲載しておりますので、併せてご確認ください。